

第四百四回 参議院 大蔵委員会 會議録 第八号

昭和六十一年四月三日(木曜日) 午前十時一分開会

委員の異動

四月二日
 辞任 鈴木 和美君 山田 讓君
 桑名 義治君 服部 信吾君
 四月三日
 辞任 丸谷 金保君 赤桐 操君
 補欠選任 補欠選任 補欠選任

出席者は左のとおり。
 委員長 山本 富雄君
 理事 嶋崎 均君
 藤野 賢二君
 矢野俊比古君
 竹田 四郎君
 多田 省吾君
 伊江 朝雄君
 岩動 道行君
 梶木 又三君
 河本嘉久蔵君
 中村 太郎君
 福岡日出麿君
 藤井 孝男君
 藤井 裕久君
 宮島 滉君
 吉川 博君
 村沢 牧君
 山田 讓君
 鈴木 一弘君
 服部 信吾君

國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君
 政府委員 大蔵省主税局長 水野 勝君
 大蔵省証券局長 岸田 俊輔君
 大蔵省銀行局長 吉田 正輝君
 大蔵省國際金融局長 行天 豊雄君

事務局側

常任委員会専門員 河内 裕君
 参考人 日本銀行總裁 澄田 智君

本日の會議に付した案件
 ○参考人の出席要求に関する件
 ○外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
 まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、鈴木和美君及び桑名義治君が委員を辞任され、その補欠として山田讓君及び服部信吾君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行總裁澄田智君の出席を求めたいと存じ

ますが、御異議ございませんか。
 (異議なしと呼ぶ者あり)
 ○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
 質疑のある方は順次御発言願います。
 ○鈴木一弘君 これは通告しなかつたことですが、けさの日報の一面を見て、ひとつ証券局長から答えをいただきたいんですが、投機筋の過熱を警戒して、いわゆる銀行貸し出しの抑制を図るといふことが出ておりました。この影響というのはいかほど出ておりましたか、大体の予測で結構ですからひとつお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(岸田俊輔君) 今朝の日報新聞に、日本銀行が金融機関に対する貸し出し抑制をするというふうな記事が出てまいりました。
 市場の反応でございますが、先ほど出てまいります現在では、既に相当市場も活況が続いておりますのでございまして、若干警戒感が昨日ぐらいいから出ておりました、この記事の影響かと思はれますが、本日の株式市場は若干のダウンという形になってきております。

○鈴木一弘君 記録的な連騰を続けて、中休みがあつたりなんかしましたけれども、今までにないような膨大な取引量の膨らみでございまして、そういう点からこつと警戒なされたかと思つて、一面けれども、一応はそういうことがあつても、一面では外國の投資家とかいろいろなものがございますので、そういう点の配慮というものはこれから見ていかなきゃならないと思つて、その点についてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(岸田俊輔君) 私どもいたしましたは、市場が過熱をしない不安定な状態に入ることには非常に注意をしていかなきゃいけないということ、最近の市場につきましては十分その動向について監視をいたしておる状況でございます。
 ○鈴木一弘君 これはあとまた状況を見て御質問したいと思ひます。
 法案についてお伺いしたいんですけれども、昨日の御質疑等を通じて大体疑問点が明らかになつてきたんですけれども、今回の内外市場分断規制、これがだんだん緩和が進んでくるだろうと思つて、そういうときにこのオフショア市場ができる、しかも遮断がはつきりされるということですから、どうしてニューヨーク型にしたのか。きのうも説明がありましたけれども、オフショア市場よりオンショア市場というふうに、ロンドン型の方がよいという意見がかなり審議会であつたんだということを聞いております。そこで行く行くはロンドン型に移行していくというものがこれは本筋の筋だろ。そうしないと國際金融市場として本筋に育つていくことにはできないんじゃないか、障害が出てくるんじゃないかと思ひますが、この点について、行く行くはロンドン型に移行する考えがあるのかどうかを伺ひます。

○政府委員(行天豊雄君) 確かに理想といたしましては内外一体の、かつ非常に自由な市場というのが望ましいというところは言えると思つて、日本金融・資本市場にはいろいろ法律上、制度上、慣行上の伝統もございまして、その姿というもの、その善悪ということとは別にいたしました、ロンドンなどと比べますと相当大きな差があることは事実でございます。したがらして、この時点で、ロンドンのように全く規制のない、かつ内

外が一体化しているような姿をそのまま日本に導入しようということになりますと、予想される摩擦と申しますか、ひいては混乱というようなことはかなり容易ならざるものがあると言わざるを得ないと思うわけでございます。したがって、一方で東京市場の円の国際化を図るためにできるだけ非居住者も自由に参加できるように市場をつくりたい、つくる必要があるという要請との接点といたしまして、現在お願いしておりますような内外分離型のオフショア市場というものを考えておるわけでございます。

その意味での考え方というのは、俗な言い方でございますけれども、小さく産んで将来大きく発展することを期待していきたいという気持ちが出発点でございまして、したがって、当面いわずに、私もといたしましては、当面いわずに、ニューヨーク型の内外分離というところで始めさせていただきます。それからまた、将来展望といたしましては、今後の我が国の国内におきます自由化の進展、あるいは国際金融情勢全体の動きというものをしながら、そのときに適切な対応を図っていくというのが現実的でもあり、かつまた望ましいことではないかとこのように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 今言われた中で、大蔵省の行き方としては、最初から大きく市場を開放してしまおうと、一歩一歩という非常に堅実な姿勢をとらえているように見えますけれども、ロンドン市場型の方がいいという意見が相当あった、それに対して混乱を招くということがありまして、混乱を招くというのはどういふ御心配をなさっているんでしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) 先ほども申しましたように、我が国の資本・金融市場というものには長年培われてまいりました法制的、制度的、慣行的な特色がございます。現在行われております金融取引というものはそういう仕組みの基礎といたしまして行われておるわけでございますし、またそれが相当程度、何と申しますか、一つの日

本的なあり方ということでは定着をされている面もあるわけでございます。

もちろん今後広い意味での国際化、自由化ということが必要であるわけでございますけれども、それを進めていくに当たりまして、余り急激な変化を一時に導入いたしますと、そういった既存のものとのバランスがいろいろな形で崩れていくということから、金融取引上あるいはそれを享受しております一般の顧客等々の中にも無用、不測の混乱が起るおそれがあるというところから、やはり全体の堅実な進歩という意味で、今委員御指摘の一步一歩というやり方が一番日本にとつてはふさわしく望ましいのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 きょうもステップ・バイ・ステップということをおっしゃっていただけども、一步一歩ということからは、一面はそうであり、一方では、外から見る方からいえば、日本の対応は大変おくられているというふうな見方をせざるを得ないだろうと思えます。だから、その点では第二步、第三步になるときは勇氣ある前進をしていただきたいというように思います。

このオフショア市場の開設に關しまして、どうも市場のイメージというものが明確ではない。それは、具体的な点は政令で決めるとか、あるいは大臣の告示で決めるとかというふうになっておりました、その政令とか大臣の告示というものはつきり示されていないことにあると思っております。例えば、非居住者の定義で「その他政令で定める者」とあります。これは具体的にどういふ内容なんでしょうか。

○委員(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君が選任されました。

○政府委員(行天豊雄君) 委員御指摘のように、今御審議をお願いしております法案の中には政令

に委任をするという規定が若干入っております。

政令委任をお願いしております事柄というのは、大きく申しますと、銀行の経理に関するというような技術的な問題、それからもう一つは手続的な問題というようなことでございますので、こういった問題につきましては、まず法律でこの趣旨、範囲を明確にしておいた上で、具体的な規定については政令で定めるといふことにさせていただきます。また、こういう技術的かつ手続的な事項と申しますのは、今後金融の取引の形態とかあるいは金融環境等が非常に変化を続けていくであろうということが予測されておるわけでございまして、そういった変化に対しても適切に対応できるというふうなことが必要ではないかと思っております。

これから、もし法案を御承認いただければ、この政令以下の事項について早速検討をする必要があるわけでございすけれども、それに当たりましては、当然のことでございますけれども、この法案につきましてもいろいろ国会で御審議をいただきました際の御意見、あるいはまた関係各界の御意見を十分参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

そこで、具体的な今御質問のございました事項でございますけれども、確かに法律では外国法人につきましても政令に委任しておりますが、私ども今考えておりますのは、例えば外国政府であるとか国際機関、それからまた日本にありませう外為銀行の海外支店というふうなものがこのオフショア市場におきまして取引に参加できる主体ということで、将来政令でその範囲を決めさせていただきます。というふうなことを考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 昨日の質疑でも、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものということについて詰めた話がありました。最低預金の単位は一億円とか、あるいは預け入れ期間の問題は最低預

入れ期間を設けるとか言われたんですが、最低預金の単位がどうして一億円なのかということが一つです。それから、預け入れ期間について最低というのは一体どのぐらいを考えているのか。いま一つは、譲渡性預金が除外されているわけですね、これについてどうして除外をするのかということも、初歩的なことですが伺いたいんです。

○政府委員(行天豊雄君) まず、御質問のございました預金関係でございますけれども、昨日来御説明申し上げておりますように、このオフショア市場につきましては、内外遮断という原則をいかに確保するかということが一つ大きなテーマになつておるわけでございすけれども、預金につきましても全くこれはどんな形のものでも自由であるということにいたしますと、どうしてもこの内外遮断というものが非常に難しくなるということが予想されるわけでございます。

そこで、一つには、市場参加者としたしまして個人を排除したということはお承知のとおりでございますけれども、その上に、もし個人の参加しない、いわば金融のプロ的な参加者の間の市場であるということであれば、この預金の規模については、端的に申しまして何千円、何万円というような預金を認めるといふことは、恐らくこれを取り扱います銀行の方の手続が非常に複雑になりまして、そのことはまた、相手が本当に非居住者であるかどうかというふうな確認が事実上難しくなるというふうなおそれがあるわけでございす。そこで預金の最低単位につきましても、これは政令事項でございすけれども、私も今一応金融機関を除きましては一億円ぐらいということを考えております。

どうして一億円かという御質問でございますが、これは御承知のとおり、国内の預金につきましても現在だんだんと大口預金から小口預金への自由化が進んでおりますし、また、海外のユーロ市場などを見ても、やはり大体取引の単位というものは一つの慣行的な限度があるようにござ

いまして、実際にはユーロ市場などで取引が行われております単位というのは、日本円にいたしますとかなりの金額になっておるのが現実でございますので、そういったものも事情を勘案いたしまして、最低単位一億円というところがあるかなのではないかと考えておるわけでございます。

それから期間についての御質問もございましたが、これは先ほど申しましたように、いわゆる決済性の預金というものを導入しますと、どうしてもこれは、非居住者性の確認であるとか内外遮断という面で十分な対応がでなくなるおそれがございますので、少なくとも私も今、金融機関の行うものにつきましてはオーバーナイト、それ以外につきましては二日ぐらいの預入期間を置いて、資金の出どころ、行き先というものを当該銀行が十分確認できるようなものをお考えたいと思っております次第でございます。

○鈴木一弘君 CD除外の理由。

○政府委員(行天豊雄君) 失礼しました。

CDの御質問でございます。実はこれは、確かに外為審等で本件が御審議をいたしておりましたときに大変関心があった問題でございます。CDとCDというのは御承知のとおり転々流通する性格を持っておるものでございますから、こういったものの発行をこのオフショア勘定に認めますと、先ほどから申し上げております非居住者性の確認であるとかあるいは内外遮断という面で非常に難しくなるおそれがあるということで、CDにつきましては当面この発行を認めないということにしておるわけでございます。

多少技術的な話でございますけれども、現在我が国で発行されておりますCDというのは指名債権譲渡方式のものでございますが、一方、現在ユーロ市場などで一般的に利用されておりますCDというのは持参人払いのものでございまして、その間に多少性格の違いがあるわけでございますので、このオフショア市場、物理的には日本の中にあるけれども、その仕組み、動き等については

非常にユーロ市場に近いというような市場でございます。なかなかのCDというものを導入する技術的な難しさもございまして、そういう諸般の事情を考慮いたしまして、今回の発足に当たってはCDの発行は認めないということにしておるわけでございます。

○鈴木一弘君 さらにこの中で、「その他政令で定める取引又は行為」とあるんですが、この政令というのは何を指しているのでしょうか、大体。

○政府委員(行天豊雄君) これはもちろん外国為替管理法の政令ということをお考えおるわけでございます。ここに言っております取引は、御承知のとおり、このオフショア市場の基本は、まず日本にございまして為銀に大蔵大臣の承認を得たオフショア勘定という勘定が設けられる。その勘定を通じて取引をする相手方というのは、先ほどもお話のございました外国法人とか外国政府、国際機関というふうなものでございまして、実際には外国銀行のオフショア勘定相互の取引ということもこれは当然考えられるわけでございます。したがって、これは形の上ではいわゆる外一外ということではなくて、物理的には日本にある銀行の行うオフショア勘定相互の取引ということになります。これは法律でなく政令でその他の取引ということを読ませていただきますというふうなことをお考えおるわけでございます。ですから、その他の取引というところでは、オフショア勘定相互間の取引というふうに御理解いただければよろしいかと思っております。

○鈴木一弘君 昨年九月十八日に出された「東京オフショア市場の創設について」という外為審の報告の中で内外遮断の措置を示しているけれども、具体的にどうなるかということ不明です。

それからまた、先ほど申しましたが、このオフショア市場での取引は将来いろいろと金融情勢の変化に従って変化していくことがあるものでございまして、そういったことも含めまして政令指定ということをお願いを申しておるわけでございます。

迂回取引で源泉所得税の回避を防止する、こういうためにオフショア市場から国内勘定への資金の取り入れについては準備率を課す、こういうことになっております。ということは、きのうも答弁がございましたが、外一外取引であるのに外一内取引というものを認めているということ。だから、そうすると一体どの程度かということ。昨日は数%というお話があった。しかし、数%といつても日によつては一〇%いくときもあるだろう、あるいは日によつてはゼロのときもあるでしょう。

そうすると、この数%という答弁は、一カ月を平均したような形のものをおっしゃっているのか、あるいは瞬間で言っているのか。そのところは、毎日毎日の日報で、それじゃ数%と、こういうふうにお金がかかっているのか。中によつては、一方にお金が余つて困るといふ場合は運用を考えなきゃなりませんから、若干は出てくると思いますが、そのときに、一〇%ぐらいいまは結構だということ。平均したら数%になればいいということ。こういう考え方はどうなつておりましたのか。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、オフショア市場創設に当たりましては、原則としてオフショア勘定と国内勘定との間の資金の流出入は禁止をするという立場をとっておるわけでございます。けれども、現実には、委員御指摘のとおり、非居住者が預金を持つてくる、その預金が非居住者に対して貸し出されるという形をとるわけでございます。その間にタイムラグ等もございまして、必ずしも同じ金額のものがすぐ右から左へ調達、運用がマッチするということばかりではないわけでございます。そういったいわゆる調達、運用のミスマッチングというものが起こりましたときに、これはやっぱり、何と申しますか、一時駐車と申しますか、金が一時滞留をしておくような仕組みを考えてやりますと、金利のダンピングの問題であるとか銀行経理への問題とかいう摩擦が生ずるものがございますから、私も必要最小限

の範囲でこの一時的な国内勘定との振替というのを認めていた方がいいというふうにお考えおるわけでございます。

その範囲でございますが、ただいま私も考えておりますのは、毎日毎日の残高につきまして、最高、オフショア勘定におきます負債の数%の限度、つまりこれは毎日毎日でございます。で、一日ならば一〇%でいいというようなことは考えておられません。一日一日の残高でもつてまあ多くても四、五%というようなことでも抑える必要があるんじゃないか。さらに、今私も考えておりますのは、こういった毎日の動きを一カ月を通してならした場合にゼロ、つまりネットの貸し出しも借り入れもないという状態にするというふうな仕組みをお考えおるわけでございます。

○鈴木一弘君 平残でゼロはわかつたんですけれども、場合によると、どうしてもそういうタイムラグが起きてくるというか、かなりの金額を動かさなきゃならないということが出てくるんじゃないかということをお考えおるわけですね。わずかなことでも銀行には響いてくることですか。

その次は、オフショア勘定と国内勘定を通してこれは外と内がつながるわけですが、その際の貸借のレートというのは一体どうなつておるのでしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) これは、オフショア勘定が受け入れます預金につきましては、御承知のとおり、国内でのいわゆる金利規制というものの適用を免除するというところになっておるわけで、これは現在ロンドン等の、例えば円の場合には、ユーロ円市場で行われております付利というものは当然大きな裁定関係を通じてこちらの方にも適用されてくることになるかと思っております。

それから、オフショア勘定と国内の預金との間の振替勘定につきましては、これは同じ銀行の中のオフショアアカウントとそれから一般アカウントとの間の取引でございまして、一つの銀行の中の話でございますから、これには金利をつけると

かという問題は起こらないわけでございます。

○鈴木一弘君 間接経費の費用について、オフショア勘定の方と国内勘定とどういうふうに分けたり、あるいは経理上どういうふうに分けていくかという点が出てくると思うんですね。ぐあいが悪いと国内勘定でやってしまうという点にもなりかねないし、オフショア勘定でやっていると割り振らないという点で、この辺の配分の考え方はどうなっておりますか。

○政府委員(行天豊雄君) この問題は確かに御指摘のとおり、今後法律を御承認いただきまして後、政令、省令、それからさらには経理基準といった段階でかなり技術的に詳しい仕組みを考えていかなければならないわけでございます。

そこで、今お話しのようなオフショア勘定と国内一般勘定との間の割り振りの問題というふうなことも、当然大きなテーマとして私もこれから関係者等の専門的な御意見も伺いながらやっていきたいと思っております。基本的には、今申しましたように、これは銀行の内部の経理処理の話でございますので、振替によって両勘定間で損益が起るといふようなことはつくるべきじゃないんじゃないかというふうな原則的には考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 それは原則論しか出ないと思っております。

それから、報告書の中で、預金者が適格者であることの確認義務ということがありますね。どういふふうな適格者であるかどうかということを確認するかという点は、これはやはりよによってはおかしくなるとはなりませんし、余り厳しければ困りますしということ、確認の必要もないものもいっぺいあると思うんです。その判断の基準についてはどう考えるでしょうか。

〔委員長退席、理事矢野俊比古君着席〕

○政府委員(行天豊雄君) オフショア勘定の外制を確保するために、取引の相手方が資格を持った者である、つまり非居住者であるというこ

とを確認する必要があるわけでございます。

現在お願いしております法律の体系といたしましては、オフショア勘定を持つておる銀行が取引を行うに際しまして、その都度相手方が確かに非居住者であるという点を確認することを義務づけることとしておるわけでございます。まず個人を排除してございまして、その点は棄になつておると申しますか、かなり有効性が高まつておると思ひますけれども、その他の政府であるとか国際機関の場合はこれはそれほど難しくなく非居住性の確認はできると思ひます。

問題は外国法人でございますけれども、この問題につきましては、銀行が貸し出し、借入れ等を行います場合に、相手から何らかの形で確かにこの顧客が日本の居住者でなくて外国において設立をされておる外国法人であるという、言うなれば証拠と申しますか、を徴求してその非居住性を確認させるようにしていきたいと思ひます。具体的にはどういふ手続でこれを実施いたしましすかについては目下鋭意検討しております。これは率直に申しまして、御指摘のとおりかなり面倒な面も出てくるかと思ひます。

ただ、一つ私も考えておりますのは、先ほど来申し上げておりますように、この市場は相当アロの世界になることであると思ひますので、そう新規参入の顧客がしょつちゅう出たり入つたりということではない市場であろうとも予測されますので、一たん一つのルールが確立されていきましたら、それほど将来的にこの問題が大変、片方では銀行にとつて耐えがたい負担になる、あるいはまた反面非常にルールであつて全然内外遮断の実効がないという、いずれの事態も起らないようなスムーズな運用ができるのじゃないかなと期待はしております。いずれにしましても、目下この非居住性の確認手続につきましては鋭意検討をしております。できるだけ、今御指摘のように、面倒過ぎもせずかつ実効も上がるというような技術的な方法を考へてまいりたいと思つておる次第でございます。

○鈴木一弘君 第二十二条による特定の資本取引に係る事前届け出義務の規定が、この改正案で、オフショア勘定で経理する場合は届け出を要しないという点になるわけですね。

そういうふうになつてくると、これはフィリピンの問題を挙げるわけじゃありませんけれども、そういうような何か不正行為というふうなものが発覚したとき、こういうときにはどう対応していくかということが出てくるだろうと思ひます。だからそういうチェック機能についてどう考へているか。必要がないものなのか。それはそれで結構です。お金のことで御自由ということなにか。そういうことが発覚したとき、また出ないようにするチェック機能というものは設ける必要がないのか、それともあるのか。よくわからないですけれども、伺いたいんです。

○政府委員(行天豊雄君) 内外金融取引につきましては、従来からできるだけこれを自由にしていくということと自由を進めさせていたたいでおるわけでございます。例えば、外国為替公認銀行というものはそもそも大蔵大臣の特別の認可を得てそういう営業を認められておる銀行でございますので、その点は、そもそも出発点といたしまして、そのしほり等につきましては私も通貨当局といたしまして監督が行き届くような仕組みにはなつておるわけでございます。したがつて、そういうことを前提といたしまして、外国為替公認銀行が行います取引につきましては従来からも自由化を進めただけ進めて、届け出義務等につきましても実際上これを包括的に緩和するということもやつてきておるわけでございます。

今度法律でお願いしておりますのは、そういう預金取引に加えて、対外的な貸借行為につきましても現在の事前届け出義務というものを免除させていただきます。そのことによつて市場が本当に非居住者にとつてもあるいは日本の金融機関にとつても自由な市場にしたいと思ひます。ただ、届け出をしないからと申しまして私もその銀行の取引について全く知り得ない

かと申しますと、これはそうではございませんで、外国為替公認銀行である以上報告の義務というのがございまして、私もその営業活動につきましては少なくとも報告という形で徴求しておるわけでございます。したがつて、外国為替公認銀行の営業行為につきましては全く届け出義務を免除したから私どもの目が届かなくなるといふことではない点は御理解を賜りたいと思ひます。

したがつて、私も私としては、そもそも外為公認銀行でございますから、当然営業に当つては十分な健全性なりあるいは公共性というものを自覚して商売をしていくものと思つておりますし、また、事後的にそういう報告という形を適しまして私どももそのしほりについては指導監督を続けてまいれるものというふうな考へておる次第でございます。

○鈴木一弘君 ちょっと関連して伺いたいんです。これは銀行になるかと思ひますが。今回の東京オフショア市場の開設、これも政府が進めている金融自由化の一環でございますが、この金融自由化についての政府の基本的な姿勢とその進め方について伺いたいんです。つまり、自由化の対象となつておるのは金利規制の自由化、業務分野規制の自由化、いわゆる銀行、証券の分離の規制とか、長短金融分離の規制とか、信用組合、信用金庫それから相互銀行、地銀、都銀の分野の規制とか信託分離の規制とか、こういうものがいっぺいございまして、そういう規制の自由化、それから内外市場分断規制の自由化ということにこれからどうも取り組まなきゃならないだろうと思ひますけれども、それぞれについての基本的な進め方について示してほしいと思ひます。

○政府委員(岸田俊輔君) まず、銀行、証券の問題についてお答えをいたしたいと思ひます。銀行と証券の業務を分離いたしておりますのは、証券取引法の六十五条の規定でございますが、これは銀行と証券の職能を分離して、間接金融と直接金融の競争的併存を図ることによりまし

て金融証券市場の健全な発展を期し、もって国民経済の適切な運営と投資家保護を図ろうとするものでございます。このように銀行、証券の分離政策は戦後の我が国の金融制度の基本理念を定めたものでございまして、大変大きな意義を有しております。これから金融の国際化、自由化の流れの中におきましてもこの基本理念は堅持していく必要があるものと私も考えております。

しかしながら、最近の金融をめぐるいろいろな環境の変化を背景にいたしまして、国債市場とか短期金融市場におきまして銀行と証券の業務分野の競合がいろいろ出てまいっております。また、最近機械化の進展に伴いまして銀行と証券の業務提携もいろいろな形で進んでいるという現状でございます。このような変化に對しましては、私も私どもといたしましては、それぞれ銀行、証券の固有の業務の分野につきましましてはお互いに尊重し合う、その分野につきましましては業務提携というような形で勉強していく、それ以外の分野につきましましては競争条件の均衡を図りつつ漸次相互乗り入れを図っていくということが必要かというふうに考えております。

○政府委員(吉田正輝君) 我が国の例えば長期信用銀行とか中小金融機関の存在とか、そういうようないわゆる業務分野規制のことについての今後の展望についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、戦後を振り返ってみますると、我が国ではいわゆる専門金融機関制度というのがございます。普通銀行のほか長期信用銀行、これがいわば長期の金融を担当する。これは金融債というものの長期のもので主として資金調達を行いながら確実な担保を供給しつつ長期の設備投資を行う。信託銀行は、銀行でありながら信託を兼営して信託業務を行い、やはり長期の分野を担当する。そのほかに中小金融機関、信金もありません。それらの中には、業務区域について地域規制もございまして、あるいは貸

出対象を中小企業に限るといような形で中小企業金融の専業を行わせるというような形での制度的な分野調整が図られているのが、一語にして申しますと専門金融機関制度でございます。

それが専門性を発揮しつつ相互補完的な機能を果たして、我が国の成長についても戦後これを金融的にファイナンスすることによってその成長にも貢献してきたことも事実であるという認識に立っているわけでございますけれども、金融をめぐる環境の変化がございまして、端的に申しますれば自由化、国際化という言葉に要約されることとございまして、それぞれその業態間の関係にも変化が生じつつあることも事実でございます。

時間をとりまして恐縮でございますけれども、例えば普通銀行が長期の分野に資金運用を行う、あるいは長期信用銀行が短期の分野で行う、あるいは金融国際化が進展してまいりまして、先ほど行天局長なども申しておるような中長期ユーロ円市場の発展ということ内外の資金が交流してまいりまして、国内だけで長短を分離していても中長期の資金が入ってくるというふうなことも、あるいは自由化が進展してまいりまして金利変動リスクというものが高まってきたりして、負債の方は短期で、運用の方は長期というふうなことになるかと、期間対応というふうな銀行の健全性にかかわるような問題も出てくるというふうなことも、などが種々の問題として指摘されていることも事実でございます。

そこで、こういう問題についてはやっぱり国際化、自由化の動きを含めながら時代の流れに沿うように漸次これを改めていくことにならうと存じますけれども、この問題は制度の問題でございまして、歴史的経緯等にも十分配慮する必要があります。我が国の金融機関制度をどういふふうにしていくかという重要な問題であるというふうにはないかというふうな考えられるわけでございます。

令の範囲内で許すことについては、行政の自由化あるいは業務の自由化ということでコンセンサスを見出すもの、それから、法令の範囲内ではできるだけ弾力化しながらニーズに合わせることにいたしますけれども、制度の問題についてはこれは基本的にじつくり勉強しなければならぬ面もあるかと思っております。

そこで、昨年の七月に出ました行革審大綱などでも、長短分離の問題あるいは信託分離の問題については、自由化、国際化の流れを踏まえつつ制度の見直しを図ること、中期的課題としての御提言をなされているのもこのように考え方によるものであるかと思われるわけでございます。

申し落としましたけれども、中小金融機関につきましても、これは普通銀行と同質化現象も生じている、そういう問題も入っているわけでございます。そして、制度問題には、そういう中小金融機関を普通銀行の同質化に對してどのようにやっていくかという問題も入っているわけでございます。

今申しましたようなことで、中期的課題になっているというふうなこともございまして、そこで私も、金融制度調査会、専門金融機関制度を設けて、これは通称制度問題研究会、大蔵大臣の諮問機関もとの勉強会ということになりますけれども、ただいま申し上げましたような金融の自由化、国際化が進展する中で我が国の専門金融機関がいかなる影響を受け、いかなる問題を生じているかについて幅広く検討しておるところでございます。このようないわば専門の研究を踏まえた上で本格的な展望を見出すのができれば、一、二年のうちに始まるというふうな、やや大まかな言い方でございまして、考えているところであるわけでございます。

○鈴木一弘君 一、二年、一年と二年じゃ倍違うんですからね、これは、なるべく早くしてあげないと私はいけないうふうなことを思うんです。

からいわゆる市場金利運動型のM M C、それからC Dというふうな、その自由化はそれが進めば進むだけ銀行の資金調達のパイプが太くなるわけです。また大企業等の余剰の資金の運用先を拡大させる。したがって銀行の資金のポジションが改善されるというか、悪くなることを防ぐというか、そういったことが出てくるんですが、これだけではこの金融の自由化による一般庶民へのメリットというのはないわけですね。自由化というのは金融機関の業務拡大策だけではないというふうには僕も思っております。やはりこれから先は小口、いわゆる今までの日本の金融は、先ほど直接と間接の話がありましたけれども、間接金融が主流になっている。

今回のオフショア市場の創設、こういうことから考えていくと、小口預金の自由化をいつまでも進めないでいると金融媒介機能というものが低下するんじゃないか、そういうふうな思われたいですね。今物価も安定してまいりまして、金利も低下しているから金融の媒介機能の崩壊などということもあり得ないだろうというふうな思いますが、これも、逆に高騰に転じたときにはそのおそれが大きくなってくる。やはりこの辺で小口の預金金利の自由化を進めて大口預金との格差を縮めておかないと、規制商品から自由金利商品の方へと資金のシフトが起きるといことはもう明らかでございます。これはオフショア市場との関連で動くと言っているけれども、これはオフショア市場との関連で、そういう引き金の一つにはなるというところは確かだと思っております。

こういう点について、小口の預金金利についての自由化、これは早くすべきだということに對してどう考えているか。それと、先ほどのように業務拡大策だけではだめだということに對してどう思っているか。この二つを伺いたしたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) 一口に金融の自由化と申しておるわけでございますけれども、その中には業務の自由化と金利の自由化、あるいはそのた

めの環境整備としての長短金融市場の整備、それから忘れてはならぬことは、そういう自由化を進める上で信用秩序の維持の機構、メカニズムを確保して、銀行の健全性も確保して全体として預金者保護も図っていくというようなのが全体的な進め方でございます。一つだけこの中で業務の自由化あるは金利の自由化というようなことではないという委員の御指摘の点はそのとおりでございます。

したがって、業務の自由化につきましては、先ほど申しましたように、法令の範囲内ではございますけれども、短期金融市場の整備につきましては、例えばCDあるいはBA等については証券業者の流通取り扱いを認める、あるいは短期国債の発行を行っていくというようなこと、あるいは長期金融市場についても申しますと、銀行あるいは信用金庫までも含めまして長期金融市場でデベロップメントを拡大していくというようなこと、あるいは債券先物市場におきまして証券業者のみならず金融機関も参加していくようなこと等幾つかの業務の自由化を進めているわけでございます。店舗規制の自由化につきましてもかなりの速度で進んでいることが内外店舗の展開についても言えるのではないかとこのように考えておられるわけでございます。これが業務の自由化についてやはり金利の自由化と並行して行うべきであるという考え方で精いっぱい努力をされているというふうに私どもは考えているわけでございます。

合に、日本の特殊性といたしましては、小口の分野では美は郵貯の存在というのが極めて大きな存在になっておりますので、昨年のアクションプログラムにおきましては、「預金者保護、郵便貯金とトータル・バランス等の環境整備を前提として、具体的諸問題について早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を推進する。」という考え方を政府として示したところでございます。したがって、この環境整備が前提として整えば大口に引き続き自由化を推進するというところでございます。

そこで小口預金でございますけれども、これは確かに大口、小口で考えますときに、小口預金は大量性預金でございますために、大口が主として金利、収益性をもとにして動きますのに対して、安全性のみならず安定性、利便性、それから小口預金の特性にも配慮して、この自由化が金融政策あるいは金融機関に与える影響等々もこの小口預金の特性として検討する側面があるというふうに考えられますので、ただいま大蔵省にございまして金融問題研究会において、学識経験者で構成されているわけでございますけれども、そこで、小口預金金利自由化の着手時期も含めて、関係省庁、民間金融機関等各方面の意見をお聞きした上で理論的に幅広く検討を進めていくところでございます。今後の進行状況にもよりまして、可能であれば本年夏ごろまでに何らかの中間的な取りまとめを行っていただけるとはならないかとこのように考えております。

そこでもう一つは、郵貯という、これは元利保証が行われ、税金の分野とか預金準備率あるいは預金保険制度その他の面でも官業の恩典を持っているような制度がございますので、それが自由化という市場原理を反映したメカニズムの中で溶け込んで整合的になれるような形のもの確保する必要があります。先ほどの郵便貯金とトータルバランス等の環境整備と存じますので、郵政省とも側面的にお話を進めながら、できるだ

け早く小口預金金利自由化の展望を見出したいというふうな考えで鋭意努力中のところでございす。

○鈴木一弘君 最後は大蔵大臣に。

今の小口預金金利の自由化について私はスケジュールを少し今伺ったわけですが、これも、やはり間接金融の主流は、小口預金が集まってきたものを貸すということがあるわけですから、今までのような大口預金とかM/MCという金額が大きいわけでございますので、そういうのじゃないもでもやはりきちつと自由化していかないと、これはいわゆる大口預金者だけの保護、優遇ということになりかねないわけですね。その点で郵政省とも積極的に話し合っていたらいいわけですが、これも、大臣として、これからこのスケジュールをきちつと示していくことについて、それから郵政省とどういふふうな話を詰められるのかということについて伺いたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど申し述べておりましたように、できることならば今年夏ごろまで

にいわゆる研究会のおまとめをいたしたく、それが一つのお話し合いをする土台になるんじゃないかなと実は思っております。本当のところ、今事務局で、大臣ベースでもやっぱり接触を始めておられますが、大臣ベースでもやっぱり接触を始めておられますかぬじやないかということについては、郵政大臣の方も別に異論を唱えていらつしやしません。ただほかの問題も絡んでの話を期待していらつしやるかもしれないけれども、したがって、夏ごろまでに出る、ちよとどそのころから、事務当局同士でも今いろいろな話をしておりますが、を含めてやっといかなきやいかなど。

そこでこれからの課題は、第三者と申しますか、時に仮に利害が対立するとか、そういう場合のものやどういふところで、前には三大臣協議というのが一応官房長官を入れたのがあった経験はございますが、その辺も折々私の頭の中で考えておるといふのが昨今の実情でございます。だから、やっぱり研究会のおまとめを大体夏ごろまで

にちよとだいたいするというのが、我が方の一つの基本的な考え方とかいふものをまとめるわけでございますので、

(理事矢野俊比古君退席、委員長着席)

それがスタートになるのかなと、こんな感じで今おるとございす。

○近藤忠孝君 大蔵大臣に伺いますが、我が国におけるオフショア市場についての最初の案と申した案として細見卓氏のいわゆる細見私案があります。この細見さんは社団法人金融財政事情研究会主催のオフショアパンキング調査団の団長でありますから、大蔵影響の大きい案だと思いますが、この細見私案によりまして、東京オフショア市場を将来の東京市場の完全な自由化、国際化に至る中間的な段階として位置づけられております。最初は制限されたものとしてつくりませんが、やがて国内市場が全面的に自由化された暁には、その役割を終えて消滅すべきものと構想されているわけでありまして、これについて大臣はどうお考えか。

そして、今回創設されるオフショア市場について、大蔵省はアメリカのIBF型だと言っておりますが、このような大きな構想との関連で考えますと、将来はロンドン型の内外一体となった完全に自由な市場を目指しております。今回の改正はその第一歩となるわけでありまして、この点について大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 細見さんのは細見さんの

確かに御意見でございますが、一歩があると二歩があるということになりますので、きのうもちよと申し上げましたように、最も現実的な、いろいろな長い間時間をかけて工夫をいたしましたので、一つは、やらせてみて下さい。もう一つは、きょういみじくも行天局長から私どもが平素話しておる表現でお答えがありました、小さく産んで大きく育てる、非常に観念的な表現でございますが、そういう気持ちで対応をしておりますことは事実でございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、その大きい方は口

ンドン型の完全な自由化、今の大臣の論議の運びからいってそういうことになりませんが、どうなんですか。

○政府委員(行天豊雄君) たいだい大臣からお話がございますように、私もまず、現在日本の金融市場が置かれております現実ということを出発点にしなきゃいけない、これがもう大前提でございますが、同時に、世界の金融情勢というのは日々刻々動いておりますし、それからまた、その中で日本の経済なり金融市場が果たしておる役割というものもだんだん大きくなり、かつ変わっていつておるわけでございますので、将来の姿というものは、まさにそういう変化した環境の中で適切な対応をしていかなきゃならないだろうと思っております。

そこで、このオフショア市場につきましてニューヨーク型、ロンドン型という御意見がございます。そういう場合には、ニューヨーク型というのは内外遮断が行われておつて、どちらかという制限的であるけれども、ロンドン型というものはもう内外一体で全く自由だということでございます。

私も、一般論をいたしまして、今申しましたように、まずは現実からスタートして、その後はまさに環境の変化に即した日本としての望ましい発展を遂げていくということでございますけれども、必ずしもニューヨーク型、ロンドン型というの言葉が絶えず念頭にあって物を考えているというわけじゃございません。オフショア市場をつくりまして、それができただけ自由で使いやすいものであることが望ましいということも当然でございますけれども、反面、そういう自由の導入ということも国内の事情との平仄において考えていかなきゃならないわけでございますから、私も今この法案をお願いいたしますに当たりまして、これはあくまで一歩である、必ずその後は二歩、三歩があつて、ロンドン型というのが我々のつきりとした目標であるというようなことは必ずしも考えておりません。私も、あくまで現

実に即したものをまずお願いして、その後の発展はまさに世界経済環境、日本の国際的な役割の変化というもので適応をさせていただきたいというふうな考え方でございます。

○近藤忠孝君 今の答弁の関係で、これは我が国の税制あるいは金融上の大変重大な問題と絡みますのでまた後で質問しますが、次は金融政策のしり抜けの懸念についてであります。

内外遮断措置をとつておるといいますが、我が国企業が海外子会社を通じてオフショア動定と自由に取り扱われるわけですから、例えば金融引き締め期にあつてもこれがしり抜けになるおそれから従来以上に出てくるんじゃないかと思つて、この点どうですか。

○政府委員(行天豊雄君) 今度お願いしておりますオフショア市場に参加でき参加主体と申しますのは海外法人というものが中心になるわけでございますが、今委員御指摘の、日本の会社が海外に設立してあります海外法人、現地法人というのは大変たくさん数もございまして、これはもちろん法律的に申ししても、海外法人でございますからまさにこのオフショア市場に参加する資格者になるわけでございます。

そこで、今御質問のとおり、もしこういう海外の子会社がオフショア市場で資金を調達してそれを日本の国内にある親会社に流すというようなことが起こると、例えば今御指摘のように、国内では引き締め政策をとりたいというときにしり抜けになつてしまふのではないかと御質問であつたところですが、確かにそういうことは理屈から申しますと起こり得るようなことになるわけでございます。

しかし、まさにその点が私もこのアイデアをお願いするに当たりましていろいろと意を用いたところでございます。つまり、オフショア市場というのはあくまで非居住者の間での預貸あるいは借り入れ、貸し付けという業務に限定しておるものでございまして、オフショア市場で調達した資金というのはあくまで海外で使用されるとい

うのが原則になつておるわけでございます。それを担保いたしますために、将来政令等の段階でもって、銀行がオフショア動定から非居住者に貸し付けを行います場合には、その金が確かに国外で使われる、意図的にこれを国内に持ち込んだり国内で運用しようなどとはしないという確認をとらせることを外為銀行に義務づけることを私も考えております。したがって、ただいま委員の御指摘になつたような事態はこの内外遮断の措置によりまして回避できるというふうに私は考えておりますので、御懸念の点は起こり得ないのではないかと考えておる次第でございます。

○近藤忠孝君 その政令は、この法律成立後すぐつくるという意味ですか、それともかなりそういう状況が出てからという意味ですか。

○政府委員(行天豊雄君) 法律を御承認いただきますればできるだけの機会に、その法律において委任をされておられます政令その他につきましても作業を始めて行いたいと思つておられますので、決してそういう事態が起こつてからということではなくて、そもそもこの市場が実際に運営を始めるときには、今申しましたような貸し付けについての使途制限の問題を含めまして、政令以下の段階ではつきりとした規定をつくつてマーケットとして始めさせたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 澄田日銀総裁、御苦勞様です。金融政策の当局として日銀は、現在法案になつておりますこのオフショア市場の開設についてどういう見解をお持ちか、まずお聞きしたいと思います。

○参考人(澄田智君) 私も、東京オフショア市場の創設に関しては、外国為替等審議会の専門部会が審議してその報告書が出ておりますので、その報告書によつて承知をいたして判断をしていく次第でございます。

オフショア市場ということのメリットという点についても認めることはやぶさかではないわけですが、外国為替等審議会の専門部会の報告

のように、ニューヨークのIBF型ということでは内外市場を遮断するというのでありますので、オフショア市場を迂回して資金が流れる、こういうことについての内外遮断ということについては十分その目的が達成し得る。しかも、オフショア動定から国内動定へ資金が取り入れられる場合には預金準備率を課する、こういうことなどでもって実効ある内外市場の遮断ができるという前提で考えておる次第でございます。そういうものとしてオフショア市場を創設するということは適切である、こういうふうに私も判断をいたして、この次第でございます。

○近藤忠孝君 西ドイツのブンデスバンクのペーパル総裁が最近における講演の中で、これは少し前の講演ですが、こう言つておられます。「オフショア市場の創設により、重要な金融政策手段の有効性が失われる危険性があることは否定できない」。この金融政策との関連でいかがですか。

○参考人(澄田智君) 東京オフショア市場の具体的な仕組みにつきましては、先ほど政令のお話もございましたが、今後技術的な点を含めて検討されるということになると思つておられますが、私も、今申し上げたように、報告書の考え方に沿つて実効ある内外遮断の措置がとられるということでありますれば、市場の創設というところが、国内のマネーサプライの管理を難しくするなどと、金融政策の運営にとつて大きな障害になるというふうには考えておりません。

○近藤忠孝君 もう一点は、先ほど大臣にお聞きしたことでありますが、先ほどの細見私案、終局的には内外一体となつた完全に自由な金融市場をつくるということが構想されておつて、今回はその第一歩というふうになつておつて、今回はその第一歩において実現することについて総裁のお考えはどうですか。

○参考人(澄田智君) 御承知のように、オフショア市場においては、税制の問題として源泉徴収が免除されるのか、それから準備預金制度も適用されない、こういうことがございます。しかし、私

ども国内市場を考へる場合に、国内市場において、税の問題は私どもの立場からは除外をいたしまして、準備預金制度という点について申し上げれば、準備預金制度の国内における維持は必要である、こういう立場をとっております。したがって、内外一体型の市場という場合には、国内市場を準備預金もかからないオフショア市場と完全に同様であるというふうにするということも考えにくいところである、こういうふうな現時点においては観念をしております。

○近藤忠孝君 総裁、もう結構です。

大蔵省、今話の出た税制問題ですが、今回は二年限りの措置として利子所得について非課税とされておりますが、なぜ二年の時限措置となつたのか、これが第一点。それから、外為審議会の専門部の答申でも、源泉課税のほか地方税、印紙税の減免を検討の対象としていますが、二年後見直しの際、新たな税制上の特別措置をつくることを考へているのか。地方税は考へていないでしょうけれども、関係のある部分についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 今回の課税の特例措置につきましては、いわゆる政策税制として措置することとしたものでございます。その利用状況等、政策税制としての有効性を見きわめる必要があるわけでございます。そのため、先般本委員会でも御審議いただきました租税特別措置として一般的な二年間の適用期限を付するということにさせていただきます。先般御承認をいただいたところでございます。

これは源泉徴収等の問題でございますが、そのほか印紙税等の問題につきましては、こうしたオフショア勘定、国際金融市場としてのどのようなふうな発展し、その過程におきましてどういふふうな文書が作成されるか、その点を見きわめる必要があるわけでございます。オフショア市場の動向等を踏まえながら今後とも印紙税等の取り扱いにつきましては慎重に対処することといたしてまいりたいと思ひます。

○近藤忠孝君 慎重に対処するというのはどちら側の方に慎重なのか、大分それ方向違つてしまふがね、どうですか。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げました、オフショア勘定、国際金融市場としてのようには発展し、その過程でどういふ文書が作成される、それが国際金融市場、オフショア勘定の取引におきましてどういふ影響をもたらすのか、まだそこらにつきましては判断としない面もあるわけでございます。今後のその発展の状況を見て判断をさせていただきますということでございます。

○近藤忠孝君 次に、内外遮断措置の有効性についてですが、先ほど話も出ましたCDですね、これは先ほど答弁のとおり、預金等が転々流通するものから、これを許すと内外遮断が困難になると思つておりますが、先ほどの答弁では当面認めないということですか。すると今後これを認めるつもりなのかどうかですね。

○政府委員(行天豊雄君) CDにつきましては、検討の段階でいろいろ議論もあつたわけでございますけれども、まさに今御指摘のとおり、CDというものが有しております転々流通する性格というところから、このオフショアの原則でございます。内外遮断という問題に非常に困難をもたらすのではないかと、このオフショア市場におきましては、現在お願ひをしておりますオフショア市場におきましては、認めないということにいたしましたわけでございます。

将来の問題につきましては、これは今私どもその意味では白紙でございます。決してどちらの側に何か意見を持つていふことではございません。やはりこれはこの市場の将来の発展の姿を見た上で考へていく問題だと思ひますが、現在のところはそういう意味で認めないという立場をとつておるわけでございます。

○近藤忠孝君 将来認める可能性もこれはあるわけですね。

もう一つの問題は、一般勘定とオフショア勘定との間の貸し借りを認めておりますが、これが無制限に行われますと内外遮断が効かなくなる。

有効な歯止めを設けるべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(行天豊雄君) 今、オフショア勘定と一般勘定の貸し借りを認めているという御質問でございます。私どもは原則といたしましては、そういったオフショア勘定と国内一般勘定との間の資金の振替は認めないという立場でございます。それを認めますとまさに資金が外と中を自由に行つたり来たりしてしまうために、金融政策上あるいは脱税防止という観点から問題が生ずるということで、原則としては認めない、禁止をするという立場でございます。

ただし、これを全く例外なしにやつてしまひますと、どうしても金の動きというのは予測ができません。どうも、調達の方と運用の方が、金額の問題あるいは時間的な問題等といふゆるミスマッチングというふうなことが起こる。これはまた逆に大蔵金融市場に対して摩擦的な悪影響を及ぼすことになりまます。それから、そういった摩擦を回避するための最小限の振替だけを認めよう。その最小限の限度につきましては、これは国内への遮断をするという観点から相当厳しいものを実は考へておるわけでございます。毎日毎日の振替の残高の資産、負債に対する比率を抑えるとか、あるいは一カ月という一定の期間を通して見ると、このオフショア勘定と一般勘定の間には全く資金の振替がない、つまりチャラの状態になつていふことを義務づけるとか、いろいろな手段によりましてこの両者の間の資金の漏出入といふものを防ぐように手だてを考へていきたいと思つております。

○近藤忠孝君 時間が来ましたので終わります。

○栗林幸司君 まずお尋ねをします。

二十一条を拝見しますと、二十一条の二項に、大蔵大臣の許可を得なければいけないぞよという義務を課する条件が書いてあります。列挙してありますのでちよつと読んでみると、一としまして「我が国の国際収支の均衡を維持することが困難

になること。」二としまして「本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすこととなること。」三として「本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすこととなること。」以上三項ですが、これをお書きになつたということは、こういう可能性がもう十二分にあるということを当局自身がお認めになつたということだと思つております。

オフショア市場というのは、オフショアを平たく言えば出島なんです。出島を出したおかげでこいつた被害があるというんだつたら出島を出すのをやめてしまへ、これは理の当然だと思つてですね。こいつた可能性があるのかないのか。あわせてもう少し伺ひたいと思ひます。

今私が列挙いたしました。現在日本経済の大きさが国際経済の中で占めている位置に着目いたしますと、例えばここに挙げたようなことがあつたとしたつて、大蔵大臣がいやだめだよということが言えるんだらうか。今円というのは相當の国際的な責務をしょつていふ。こういう出島を出した国にとつてみるとまさに迷惑至極なんだけれども、そのときに、それを理由にしてだめよということが言えるような国際状況なんだらうか。あわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(行天豊雄君) 現在の外国為替管理法は昭和五十四年に全面的な改正をさせていただきます。従来、いわゆる原則禁止、例外自由、つまり、対外的取引というのはそもそも基本的にはやつてはいけない、許可を要することなんだけれども、その中で一部分だけは自由によつてよろしいという体制から、これを逆にいたしました。原則自由、例外禁止ということになつたわけでございます。つまり、対外取引というのは基本的には自由であるけれども、必要がある場合に限つてこれを届け出制あるいは許可制ということにしようというところで現在の法改正をさせていただきます。その際、日本経済の今後の動向というのはな

なか予測が難しいではないか、したがって、余り自由化を一挙に進めてしまうと、将来何が起ったときに取り返しのつかぬことになるじゃないかというような心配も実はあったわけでございます。そこで、今委員が御指摘になりました事項というのは、まさにそういった事態が起りました場合に、この資本取引につきまして、その自由になつてゐるものでもこれを許可制のもとに置くことができるよという規定でございます。俗に有事規制と言われておるわけでございます。その有事規制が発動される条件というのは、まさに御指摘のとおり、我が国の国際収支の均衡を維持することが困難になるとか、あるいは本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすことになるとか、あるいは本邦と外国の大量の資金移動で日本の金融市場や資本市場に悪影響を及ぼす、そういうことが想定されておるわけでございます。

このオフショア市場をつくりました趣旨は、る御説明しておりますように、できるだけ自由な市場をつくり、内外の市場参加者がそこで円を含めた通貨でもって自由な取引をすることによつて日本の金融市場の国際的な役割を大きくしようということでございます。ただ、これはそういう意図のもとにつくられておることではございませんけれども、それじゃ、日本経済自体がまさに今ここに書いてございますような非常に異常な状況に今こうなつておいていいのかという事は、実は私どもも検討の過程で随分議論をしたのでございますが、やはりそれは例外視すべきじゃないかという事で、将来方が一こういう事態が起つて、御指摘の有事規制を発動しなきゃならぬというふうなことが起りましたときには、このオフショア動定についても同じような措置をとる必要があるだろうというふうな考えでおります。

ただ、これはあくまで仮定の話でございます。今後の日本の役割、特に円の役割というふうなことを考えてみますと、まさに御指摘のお

り、こういった規制措置をとるということは相当やはり影響の大きな話でございますから、そういう時点におきましてはよほど慎重に考えていかないといかぬのではないかと今思つております。

○栗林幸司君 出島というのは、歴史をたどるまでもなく、出島を出したときの状況はどういったことかといふと、我が国は鎖国状態であつたことかといふと、オフショア市場をつくることとは我が国は国際金融の面で鎖国でありまして、これを改めて宣明したに等しいんです。そんなことで今後やつていけるわけがありませんから、同僚議員が指摘したように、では、預金準備率の面でもあるいは金利規制の面でも為替管理の面でも、いかに国際金融情勢に対応できるような体質に一日も早くなつていくか、これを急ぐことが一番国民各層に心ある配慮だと思つております。

御答弁を伺つてみますと、いかにも引つ込み思案なんです。へつぱり腰なんです。へつぱり腰でやつてゐるといふのは、一見慎重ですけれども、決して国民のためになると私は思いません。やがて出島から寒い風が吹いてくるんだつたら、おい乾布摩擦をしておけよということばきちんと言つてもらわないと、中小金融機関も含めて、一体これからどうやって外に向かつて開かれた出島のあらしに対応していくのか、これは気持ちの準備もできない。そういった意味では、確かにこの出島を出すとこの大きな一歩だと思つて、これはどこへ向かつて一歩かといふことはやっぱり国民にわかるように御説明をいただきたい。

今私が読み上げたような、出島を出して国とするとまことに都合至極な状態があつたとして、それじゃそのときに日本の役所とするとこの法律を盾にとつてだめよと言ふかといふと、それは言えない。恐らくそのときには、OECDが舞台になるのかG5が舞台になるのか、いずれにしても国際機関を通してのさまざまな相談を積み上げての対応というふうになつてござるを得ない。なぜそうかといふと、国民がそれを目指して

やつてきたわけではないけれども、結果的に言うると、円はどうかやら基軸通貨に近づきつつある。その責任をしようかしようかないのか。ドルにだけ基軸通貨の責任をしようか、それ一体これから日本がやつていけるのかどうか、そういった問題を提起してゐるのが今回の私はオフショア市場の創設問題だと思つております。

したがって、私は方向として全く賛成です。賛成だけでも、御答弁を伺つていて、そんなへつぱり腰では私にとてもだめだと思つて、そんなへつぱり腰で基軸通貨の責任を大胆に果たしていくかどうか。これは意欲と迫力を大蔵当局が持つかどうかです。恐らく大蔵大臣もこれからさらに従来に増してさまざまな国際会議にお出になると思つて、そのときにあなたがつよつて立つのは単に日本だけではありません。世界を引くつめてどうやつていくのか。

そういった意味では、小さく産んで大きく育てるじゃなくて、そんな言葉でござますんじやなくて、一歩を踏み出したからにはやっぱり堂々と踏み出すんだし、それは理の当然として、これを御提案になるんだつたら国内の自由化についてもつと詳細なスケジュールを本委員会に提案なさるべきなんです。前の租税特別措置でも申し上げたんですが、非常に御丁寧のように見えながら大蔵本委員会に対して失礼なんです、今の大蔵省といふのは、だから、今後スタートをなさるわけだけれども、そういったことを踏まえてぜひ御努力を願いたいと思つております。

以上私は申し上げまして、基軸通貨としての円といふのはまことにとつてに聞かえますけれども、しかし、そろそろそれを我々はまじめに考えなければいけない時代に来たのではないだろうか。

この点について大蔵大臣の御見解を求めて私の質問を終わります。
○国務大臣(竹下登君) 確かに、いわゆる経済力にふさわしい役割を果たしていくために、円の国際化を進めることによつて効率的な資源配分を

行つて内外経済の発展に寄与する、基軸通貨ドルの役割を補充していくというのが我々が今言つてゐることです。確かに通貨大國あるいは通貨強國になりつつあるかも知れません。

しかし、私の感想を一つ述べますと、先般ロンドンへ参りまして、オフショア市場といふ言葉もあそこはオンショアも一緒でございますが、そこで、やっぱり百聞は一見にしかずといふので、ディーリングをやつてみました。そうしたら、それはまさに円対ドルの問題でございますが、すぐこつち側へそれがドル換算したのが出るようになってゐるんですね。ああまだやっぱり基軸通貨にはなつていないのかなという気持ちがありました。したが、さらに、この国際化を進めるのみでなく、私は、例えば輸出は四〇%ぐらい円建てでございませけれども、輸入問題等についても円建ての契約を進めるような、我々にも、まあ相手のあることではございませけれども、我々にもその気構えが必要であるといふことは常日ごろ感じております。

○青木茂君 どうも栗林先生のあれとちよつと方向が違ふかもしれないんですけども、私どもは基本として、日本という国は、生活者大國であれば、経済は大國ダツシュと申しますか、中国、真ん中の国と申しますか、でいいし、行政は小國でなければならぬ、小さな國でなければならぬといふのが基本的な物の考え方なんですけれども、このオフショア市場といふのをつくるのは非常に結構だと思つてゐます。思つてゐるけれども、何かちよつと、世界に冠たるやつを早くつくりたいという意欲が先に立つてしまつて、少し無理な優遇と申しますか、恩典を与へ過ぎてゐるんじゃないかという気がしないでもないんです。

あれはもう既に法案として租特でやつちやつたことですから、税制上の優遇措置ですね、あれをやりました理由はどういうことなんでしょうか。
○政府委員(行天豊雄君) このオフショア市場をそもそもつくりたいと申したいと私どもが考え

ましたのは、まさに先ほどからお話でございますように、日本の金融的な役割というものが世界の中で非常に大きくなっております。現に、日本の金融機関であるとかあるいは日本の企業、個人の方々が海外との取引あるいは海外での金融活動というものを非常に活発にやっておられるわけでございます。これはもう現実の問題でございます。それに對しまして、同じような自由な場を日本にも設けるべきではないかということが海外からも非常に要望が強くございます。それからまた、我々といたしましても、そういう形で海外の金融機関がたくさん日本に進出してくる、あるいは海外の企業、個人が日本でもってそういう資金の運用、調達をするということが日本の経済にとってもプラスであろうということをお願いをしております。

そういう場合にどういう手だてをとればそういうふうになるかというのを魅力のあるものにするかどうできるかというのを考えます場合に、やはりどうしてもほかの国の同じような市場との比較という問題になってくるわけでございます。

実はオフショア市場というのは現在既にニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港と各地にございまして、それぞれ活発に発展をしておりますわけでございますが、その最低の条件と申しましうか、非居住者がそこで資金活動を行っていくというときに、国内の税制と全く同じであるということではなかなか魅力がわかないというところで、少なくともオフショア勘定で支払われる利率についての源泉徴収は免除をされる、そういうものがないということが、現在世界じゅうに幾つもございましてオフショア市場のいわば共通の最低の条件になっておるわけでございます。それ以上にもそれぞれ市場によりまして優遇措置をとっておるところもございまして、少なくともこの部分は必要最低限の部分だというのは事実でございます。私どもも、これをお願いするに当たりまして、

少なくともそういう国際的に見て、それがなければ全く魅力がわかないというものではやはりこれはぐあいに悪いんじゃないかということで、この支払いの利子に對します源泉徴収免除については、税当局とも非常に長期間にわたりましていろいろ慎重な議論を経ました上で、先般租税特別措置法でお認めいただいたような措置を行いたいというふうにお考えをしておるわけでございます。こういうことによりまして、私も確かにそれだけの優遇措置をとるわけでございまして、先ほど申しましたような我が国にとつてのメリットというものもそこから出てくるんじゃないかなというふうな期待をしておるわけでございます。

○青木茂君 やつぱり世界に冠たる魅力のあるものにしたというところでございまして、別に期間を限定した特別措置でむしろない方がいような気がいたします、また、それはおきまして、私は税制というものは、内一内の不公平はむしろないかと思わざるを得ない点があつて、この問題少しやつぱり優遇に過ぎるんじゃないかという気は依然としてしておるわけでございます。

それはそれといたしまして、これはちよつと老嫗心というのか、心配が二つばかりございまして、まず一つは、円の高に強くなりまして、それがわななかと申して、これが国内経済に悪影響を及ぼすのではないかと思つて、これが一つ。

それからもう一つは、今は証券業務の参入はないわけですね。ないわけだけれども、これから証券業務までオフショアが広がってくる、そうすると、外一外ですから国内そのものに影響はな

いにしても、非居住者がこの市場のいわゆる証券活動で仮に大きな損害が出た場合、これが対日不信感みたいなものにつながつてこないであらうかというふうな心配、まさに不確定な将来を予想しての心配にすぎませんけれども、あるんじゃないかという気がするんでありますけれども、それに對するお考えをちよつと伺つておきたいんです。

○政府委員(行天豊雄君) まず円高との関連でございますが、円相場の変動の背景にございまして、素は非常に多岐にわたつておりますので、なかなか一概に申し上げられないわけでございまして、けれども、基本的に申せば、円に限らずこの通貨でも、その通貨が非常に便利である、かつ魅力のあるものであるということになれば、その通貨はその国の本当の実力というものを発揮した価格で取引されるということになるであらうと思つております。その意味でオフショア市場というものがあるというふうなことは御指摘のとおりであると思つておるわけでございまして、ただ、この措置によつてそれが直ちに現在以上の円高になるかどうかという点につきましては、これはそういう直接的な関係は恐らくないのではないかというふうな私どもも考えておるわけでございます。

それから二番目の御質問の証券業務の関連でございますが、実は私どもこのオフショア市場をお願いするに当たりましては、そこで行われます取引はあくまでいわゆる金融業務、銀行業務、つまり預金であるとか預貸業務であるとかいうことに限つておりました、ここで証券業務を行わせるということは考えておりません。したがつて御質問のような心配は起こらないものと思つております。

一般的に申しまして、このオフショア市場というのは個人が参入いたしませんし、大体が金融機関とか法人といういわゆる金融のプロの世界になつておられるので、当然そこに参加する人たちはいろいろなりリスクというものを考慮に入れた上で活動することになると思つておられます。もちろん

商売でございますから金利変動、為替変動というふうなことがありますので、その損得が生じてくることは当然だと思つておられますけれども、そこはやはりあくまで参加者の自己責任と申しまして、か、自己のリスクにおいて行つていくことになるわけでございます。

それから金融機関につきましては、これはその公共的な性格にかんがみまして、当然経営の健全性につきましては私どもいろいろの手だてで指導をしておるわけでございまして、オフショア勘定と申しましてもこれはあくまで銀行の中に置かれる一つの勘定でございますから、銀行本体の経営は前と同じように健全に行われていかなきゃなりませんし、私どももそういう意味で、別にオフショア勘定だから健全でなくともいいというふうなことを考えているわけでは全くございませぬ、同じように指導監督を続けていきたいというふうな考えをしておるわけでございます。

○青木茂君 最後に大臣に二つお願いを申し上げます。第一は、これはいわゆる外一外で、外一内の関係については非常に厳しく垣根をおつくりになつた、これは非常に結構だと思つておられます。思つておられますけれども、どうも戦後財政の歴史というものが、垣根を取つてきた歴史を我々は今も痛いほど見ているわけで、特に国債の問題を中心といたしまして、ですから、これから何年間ですか、せつかくつくつた垣根が壊されないような特段の御決意をまず伺つておきたいということが一つ。

それからもう一つは、ちよつとテレビの見過ぎかもしれないけれども、国際金融市場というものとはかくブラックが入りやすい。日本が今度新しいものをプレッシュ・アンド・クリーンにつくつて、日本の市場に一番最初にブラックが入つて、ちよつたなんというのをえらいことですから、そこら辺の規制というものは、行政というよりも政治の立場において十分監視というものをしたいかなければならぬと思つておるわけでございまして、この二つの点について大臣のお考えを伺つて終

わります。

○国務大臣(竹下登君) 外一外、外一内の問題、一番長く議論したのは税の問題です。ね、今先生も御指摘なすつておつた。したがって、外一外の内原則というものはこれはきちんとして出発するわけです。一番長く議論したのが、今先生おつしやうた外一内の税制の不公平といいますが、それがオープンマーケットの魅力とどっちが優先するかという大変大きな問題でありました。

それからもう一つは、ブラックマーケットあるいはブラックマネー、一番気をつけなさいかぬのは、黒い目の外人が出ないようということ、は、きちんと議論の末にスキームを決めたわけでございますから、御趣旨を体して厳正に対応してまいります。

○青木茂君 終わります。

○委員長(山本富雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表して、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行います。

まず第一に、この措置は、アメリカに從属しながら西側同盟国の一員として、資本主義陣営第二位の経済大國に発展した経済力を背景に、日本政府と財界がドルの補完としての円の役割の強化、さらには環太平洋経済圏への資金供給の中心的役割を果たすことなどにより、日本経済の国際化、多国籍企業化を一層推し進め、国際的なリーダーシップを果たさうとする国際化戦略の重要な一環であります。

第二に、現在世界に存在するオフショア市場は、その形態がロンドン、香港型、ニューヨーク型、バハマ型のいずれのタイプに属するかを問わ

ず、非居住者の源泉利子課税、預金準備率の適用免除、金利規制を排除した自由な市場を特徴としており、主として多国籍企業や多国籍銀行によって国内規制逃れの手段として利用されているのであります。

本法案は、東京に国内規制の及ばないオフショア市場を創設することにより、内外の銀行に非居住者取引の拡大等で収益機会の増大を保障するものであります。さらに、ロンドン、ニューヨーク、東京と結び、投機を含め二十四時間取引を可能にし、多国籍銀行等の収益確保を増大させようとするものであります。

第三に、オフショア市場の創設が国内金融市場に及ぼす悪影響を回避するため、外一外取引に制限すると言っておりますが、特別国際金融取引協定との適格取引相手として日本企業の海外進出法人が含まれているため、この海外子会社を通じた国内金融市場への流出入が行われる可能性や、そもそも遮断措置のない香港、シンガポール市場を経由して国内に還流させるといふ抜け道が残されているのであります。

第四に、オフショア取引は一応は外為法上の有事規制の対象とされておりますが、そもそもその対象となる可能性のある特定の資本取引が事前届け出制から除外されているため、その実効性はほとんど期待できないものであります。

第五に、オフショア取引に限るとはいえ、預金利子に対する非課税措置を講ずることは、今日特に求められている資産所得に対する課税強化の方向に逆行するとともに、国内取引にかかる利子所得課税と比べ公平を欠く結果となるなど、利子所得に対する源泉課税を原則とする我が国税制にゆがみをもたらすものであります。

また、金融業界が地方税、印紙税さらには法人税の減免税を要求している実情から、今後これを突破口として、内外企業が課税逃れの手段としてオフショア市場を利用する可能性さえ憂慮されるのであります。

以上の理由により、本法案に対し反対の態度を

表明し、私の討論といたします。

○委員長(山本富雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本富雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

昭和六十一年四月二十四日印刷

昭和六十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局